

## 個人住民税の均等割の税率の引上げについて

Q 個人市民税の均等割の税率変更について教えてください。

A 全国の地方公共団体で行われる緊急防災・減災事業の財源を確保するために制定された地方税の臨時特例法の施行に伴い、横浜市では、市民の安心・安全を守る地域づくりを進め、将来にわたって暮らすことのできる横浜を築くための震災対策を着実にを行うために、平成26年度から平成35年度までの間、臨時的に個人市民税の均等割の税率を500円（年額）引き上げます。

なお、神奈川県においても、個人県民税の均等割の税率が同期間500円（年額）引き上げられます。

## 給与支払報告書の電子データによる提出の義務化について

Q 給与支払報告書の提出方法の変更点について教えてください。

A 平成26年1月以降に税務署へ提出する源泉徴収票について、e-TAX又は光ディスク等による提出を義務付けられた給与支払者（※）である場合には、あわせて各市町村へ提出する給与支払報告書についても、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられました。

（※） 基準年（前々年）に税務署へ提出する給与所得の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上である給与支払者をいいます。

給与支払報告書の提出の際は、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出や特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書等の提出のほか、納付手続きも行えるeLTAXをぜひご利用ください。

**eLTAX** の利用手続きの詳細は…eLTAX ヘルプデスク

電話：0570-081459（ハイシンコク）全国一律市内通話料金

IP電話やPHSをご利用の場合：045-759-3931 通常通話料金

ホームページ：<http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索



なお、光ディスク等による提出をご希望される場合は、横浜市では次の媒体でのご提出をお願いしております。

◆提出可能な媒体◆

DVD-R・CD-R・FD・MO

※ FD・MOについては、国内主要メーカーが製造を中止しており、利用環境が縮小される傾向にありますので、DVD-R・CD-Rでの提出をご検討ください。

【お問合せ先】

横浜市特別徴収センター

〒231-8314 横浜市中区真砂町2-22 関内中央ビル9階

電話 045(671)4471 受付時間 8時45分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）